

教職員及び学生の新型コロナウイルス対策の行動指針

令和2年3月19日制定

令和2年3月31日更新

令和2年4月8日更新

岡山学院大学・岡山短期大学

本学では以下のとおり新型コロナウイルス対策の行動指針を制定しました。

なお、教職員及び学生の新型コロナウイルス対策の行動指針は、日本政府の発表により変更する場合があります。また、新型コロナウイルスの感染が終息と日本政府が発表するまで継続するものです。日本政府が終息と発表しましたら、本学より掲示板やホームページ等で発表いたします。新しく更新した箇所には下線を引いております。

記

【背景】

- 2月の日本政府による全国小中高の学校の一斉休校やイベントの自粛要請【背景1】
- 3月のWHO（世界保健機関）によるパンデミック宣言【背景2】
- 日本+政府発表内容におけるこれからも予断を許さない状況【背景3】
- 3月21日：新型コロナ「拡散行動控えて」 WHOが若者に要請【背景4】
- 3月27日：東京都の「感染爆発重大局面」の発表【背景5】
- 3月27日：埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県の外出自粛の要請【背景6】
- 4月7日：7都府県緊急事態宣言

【教職員及び学生の行動指針】

- 自分は感染者かもしれないという意識を持って行動を
- 以下のいずれかに該当する場合は、学務課に電話した後、自宅待機すること
 - 風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある。
 - 倦怠感や激しい咳がある。
 - 味覚・嗅覚に違和感（味や匂いがせず異変を感じる）
- 以下の場合、「帰国者・接触者相談センター（倉敷市：086-226-7877 厚生労働省：0120-565-653）」に相談すること
 - 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- 咳のエチケットの実施（マスク着用や厚生労働省の定めるエチケットを実施）

- 日常的に手洗い・うがいと手指のアルコール消毒の実施（D棟事務室とM棟事務室、学生ホール、第一学生ホール（12時～13時）に常備）

【教職員の行動指針】

＜窓口での学生対応について＞

- 全窓口での対話は極力控え、具体的には1分以内の対応を心掛けること。
- 学生対応終了後に、学生に咳のエチケットと日常的に手洗い・うがいをするよう学生に指導すること。

＜授業について＞

- 授業中は学生の健康状態を確認しながら教員で対応すること。
- 授業のはじめに健康状態が優れないものがあるかどうか確認すること。いる場合は、学生に学務課で検温し指導を受けること。（新型コロナウイルスの特性上、休養室は使用できない）
- 授業中、教員はマスクを着用すること。
- 授業終了前に、咳のエチケットと手洗い・うがいをするよう学生に指導すること。
- 授業終了後は、手洗い・うがいを実施すること。
- 授業中の教室の換気は大小問わず少なくとも30分毎に10分間の換気すること。

＜研究室について＞

- 研究室でのオフィスアワーを当分の間実施せず、授業後に教室内で受け付けること。
- 研究室での学生との面談は当分の間実施しないこと。学生との面談はM31からM33を利用し、手短に済ませ15分以内を心掛けること。

＜その他＞

- **【背景2】**に伴い、国外旅行の自粛を要請する。（3月19日現在から2週間前に国外旅行をした教職員は学長に報告すること。）
- **【背景2】****【背景3】**に伴い、厚生労働省が発表している「都道府県別の患者報告数」で兵庫県や大阪府などの感染者数10人以上が出ている都道府県への宿泊を伴う旅行は可能な限り控え、感染者数10人以上が出ている都道府県への宿泊を伴う旅行をする際は学長に許可を求めること。
- **【背景4】**に伴い、政府が発表している三密（密閉空間・密集・密接）を控えること。
- ~~**【背景5】****【背景6】**に伴い、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県に外出する際は、東京都、東京都に隣接する5県及び政府の発表に従い、不要不急の外出を控えること。~~
- **【背景7】**に伴い、緊急事態宣言期間中において、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、

兵庫、福岡への不要不急の外出は控えること。

【学生の行動指針】

<通学について>

- 登校後に、必ず手洗い・うがいと手指のアルコール消毒を実施すること。
- 通学はなるべく混雑を避けること。
- 咳のエチケットを心掛けること。

<学内について>

- 授業のはじめに教員が健康状態を確認するので、優れない場合は申し出で許可を得て、学務課で検温し指導を受けること。
- 授業中はマスクを着用すること。
- 授業後は手洗いとうがいをすること。
- 昼食前と昼食後は手洗い・うがいを実施すること。(昼食時は学生ホール及び第一学生ホールにアルコール消毒液を常備しているので活用すること)

<学外について>

- 「教職員及び学生の行動方針」をもとに行動すること。
- ウイルスに対抗する免疫力が下がることを考慮して、アルバイトで連続勤務・長時間労働など無理なスケジュールを組まないこと。特に、不特定多数と接するアルバイトは感染リスクが向上するので留意すること。
- アルバイト前後は手洗い・うがいをする。
- 【背景2】に伴い、国外旅行の自粛を要請する。(4月1日から2週間前に国外旅行をした学生は学長に報告すること。)
- 【背景2】【背景3】に伴い、厚生労働省が発表している「都道府県別の患者報告数」で兵庫県や大阪府、愛知県などの感染者数10人以上が出ている都道府県への宿泊を伴う旅行は保護者とクラスメンターに相談すること。
- 【背景4】に伴い、政府が発表している三密(密閉空間・密集・密接)を控えること。
- ~~【背景5】【背景6】に伴い、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県に外出する際は、東京都、東京都に隣接する5県及び政府の発表に従い、不要不急の外出を控えること。~~
- 【背景7】に伴い、緊急事態宣言期間中において、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡への不要不急の外出は控えること。

【問い合わせ】

岡山学院大学・岡山短期大学

086-428-2651

owc@owc.ac.jp

以 上